

鉱業等に係る土地利用の調整

我が国は、狭い国土に多くの人口を擁しており、多くの産業が相接して行われ、また、全国各地に市街地、水源地、公園、温泉地等が存在しています。

特に鉱業の場合は、鉱業権が通常他人の土地に重複して設定され、その稼行の場所が地理的に限定されることもあって、鉱業と一般公益又は農業、林業若しくはその他の産業との土地利用の調整が重要です。

また、土地収用法に基づく事業の認定又は収用委員会の裁決についての審査請求があった場合に、国土交通大臣の裁決には慎重な手続が必要です。

公害等調整委員会では、このような土地利用の調整に関して、鉱区禁止地域の指定、鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定、土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会に対する回答を行っています。

鉱区禁止地域の指定

鉱物の掘採及び取得は、一定の土地の区域である鉱区に鉱業権を設定して行う必要があります。

しかし、鉱業以外の公共の福祉の保護が特に重要である区域では、あらかじめ鉱区の設定を禁止することができることとなっています。

これまで、黒部第四ダム（ダム及び貯水池・水源の保全）、石見銀山遺跡、金閣寺地区（歴史的風土の保全及び風致・景観の保護）、道後温泉（温泉源の保護）、青函トンネル（トンネルの保全）など、全国で244地域（令和6年3月31日現在）が指定されています。鉱区禁止地域の総面積は、682,820ヘクタールとなっています。

鉱区禁止地域の指定箇所数

主な指定の理由	地域数
ダム及び貯水池・水源の保全	163
温泉源の保護	32
風致・景観の保護	22
農業用水施設の保全	9
歴史的風土の保全	7
トンネルの保全	4
その他の保全	7
令和6年3月31日現在	244

鉱区禁止地域指定手続の流れ

関係大臣、都道府県知事

鉱区禁止地域の指定請求

公害等調整委員会

受 付

指定請求の公示

経済産業大臣等に対する意見照会

学識経験者への調査委託

公聴会
(一般の意見聴取)

審問期日
(利害関係人の意見聴取)

現地調査等

委員会による指定(拒否)

指定(拒否)の公示

公示後30日

効 力 発 生

1 公害等調整委員会とは

2 公害紛争の迅速・適正な解決

3 鉱業等に係る土地利用の調整

4 公害等調整委員会の主な歩み

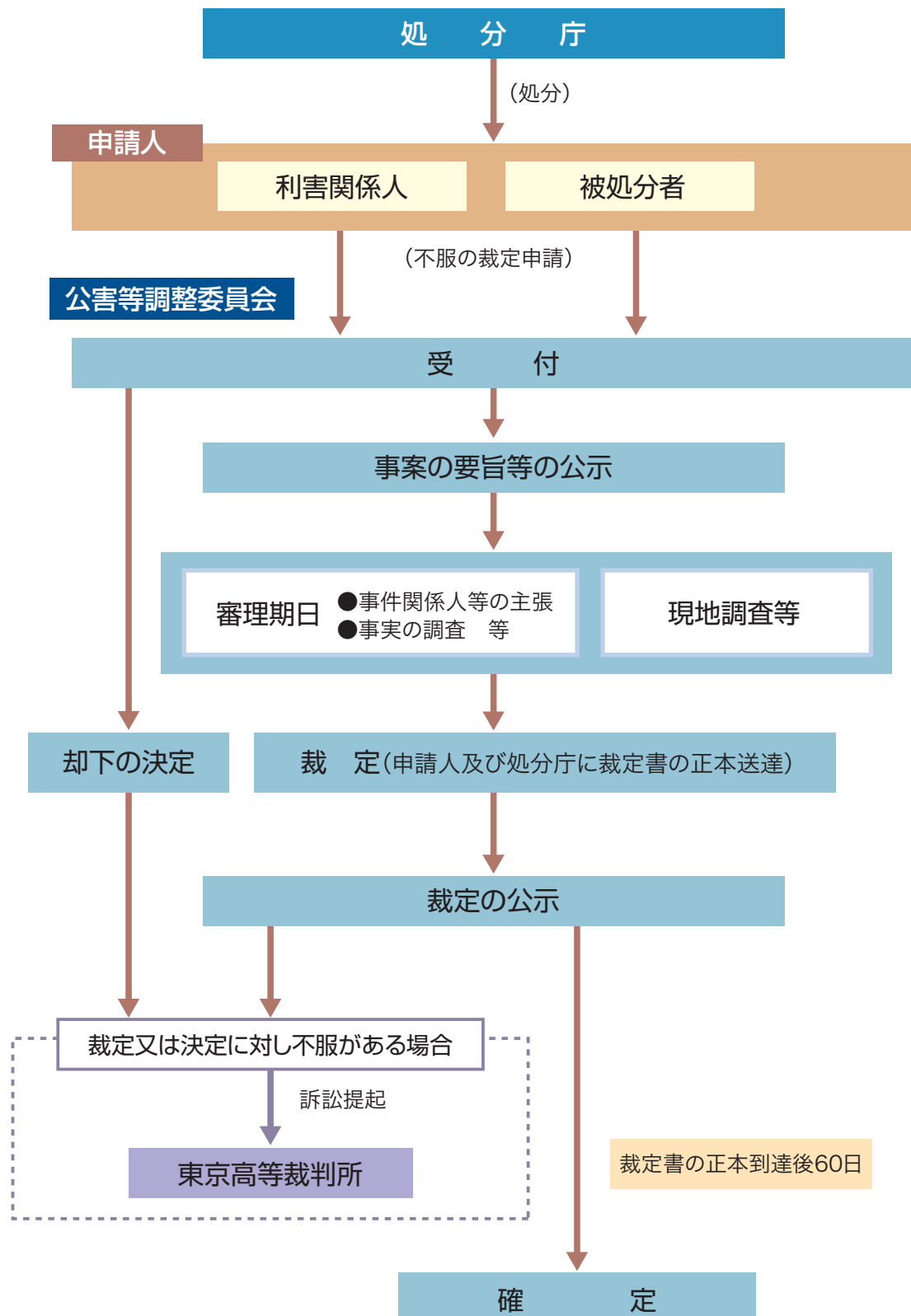
鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定

鉱物の掘採、岩石や砂利の採取などをしようとするときは、経済産業大臣や都道府県知事等の許認可を受けることが必要です。これらの許認可について不服がある者は、公害等調整委員会に対し裁定の申請をすることができ、この不服の裁定は、裁判に準じた手続で行われています。公害等調整委員会の裁定又は決定に対し不服のある場合には、東京高等裁判所に訴えを提起することになります。

不服の裁定の対象となる主な行政処分

	根拠法	主な行政処分
1	鉱業法（第133条）	経済産業大臣又は経済産業局長による鉱業権設定の許可処分
2	採石法（第39条第1項）	都道府県知事又は政令市市長による岩石採取計画の認可処分
3	森林法（第190条第1項）	都道府県知事による保安林内における土石の採掘の許可処分
4	農地法（第53条第2項）	都道府県知事による農地転用の許可処分
5	海岸法（第39条の2第1項）	海岸管理者による海岸保全区域における土石採取の許可処分
6	自然公園法 （第63条第1項、第78条）	環境大臣による国立公園の特別地域内における鉱物の掘採の許可処分
7	核原料物質、核燃料物質及び 原子炉の規制に関する法律 （第51条の34第1項）	原子力規制委員会による指定廃棄物埋設区域内における土地 の掘削の許可処分
8	地すべり等防止法 （第50条第1項）	都道府県知事による地すべり防止区域内における地下水の排 除を阻害する行為の許可処分
9	河川法（第97条第4項）	河川管理者による河川区域内における土石の採取の許可処分
10	砂利採取法（第40条第1項）	都道府県知事又は政令市市長による砂利採取計画の認可処分
11	都市計画法 （第51条第1項、第58条第2項）	都道府県知事による都市計画区域内における開発行為の許可処 分
	景観法 （第73条第2項、第75条第3項）	市町村による景観地区内における開発行為の規制に係る処分
12	自然環境保全法 （第32条第1項、第35条の11、第 46条第3項）	環境大臣による自然環境保全地域の特別地区又は沖合海底自 然環境保全地域の沖合海底特別地区内における鉱物の掘採の 許可処分
13	都市緑地法 （第33条第1項）	都道府県知事による緑地保全地区内における鉱物の掘採の禁 止処分
14	湖沼水質保全特別措置法 （第33条第1項）	都道府県知事による湖辺環境保護地区内における鉱物の掘採 の禁止処分
15	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 （第43条第1項）	環境大臣による生息地等保護区の管理地区内における鉱物の 採掘の許可処分
16	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（第26条第1項）	経済産業大臣による最終処分施設の保護区域内における土地 の掘削の許可処分
17	二酸化炭素の貯留事業に関する法律（第133条第1項）	経済産業大臣による二酸化炭素の貯留事業の許可処分

不服裁定手続の流れ



1 公害等調整委員会とは

2 公害紛争の迅速・適正な解決

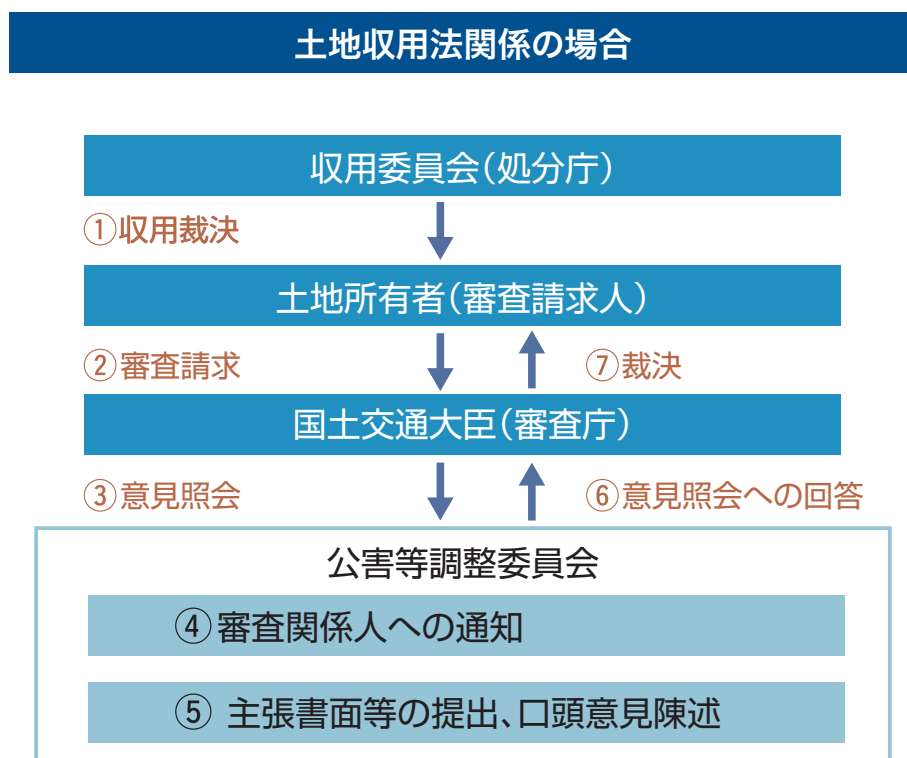
3 鉱業等に係る土地利用の調整

4 公害等調整委員会の主な歩み

土地収用法に基づく意見照会等

土地利用の複雑化、多様化に対応して、土地利用に関する行政庁の処分がより適正に行われるように、公害等調整委員会が事前に意見照会への回答、承認などを行う制度が設けられています。

例えば、収用委員会の裁決等に対する土地所有者からの審査請求について、国土交通大臣が裁決するに当たっては、事前に公害等調整委員会の意見を聴くこととなっています。



	根拠法	手 続	手続の主な対象
1	土地収用法 (第27条第2項、第131条第1項)	意見照会への回答	国土交通大臣が、①事業認定の申請に対する処分、②収用委員会の裁決等についての審査請求に対する裁決をするとき
2	鉱業法 (第64条の2第3項、第87条)	承認	経済産業大臣が、公共施設等の周辺での鉱物掘採の際に必要な管理人の承諾に代わる決定をするとき
3	採石法 (第18条、第30条)	承認	経済産業局長が、採石権の設定等及び採石権設定に代わる土地買取り等についての決定をするとき
4	文化財保護法 (第159条第1項)	協議	文化庁長官が、文化財の保存のための処分に対する審査請求のうち、鉱業又は採石業との調整に係るものについて、裁決をするとき